

③子どもの「発達する権利（はったつするけんり）」

～自分らしさを見つけ、他人のことも考えられる大人になること

④子どもの「意見表明権（いけんひょうめいけん）」

～自分の考えを表現し、向き合ってもらふこと

安平町では、「あびら教育プラン」や早来地区の「義務教育学校」建設においては特に意見表明権を意識して取り組みを進めています。

あびら教育プランでは、子どもたちの「〇〇したい！」という考えを取り入れています（あびら教育プランについては、P23でご紹介していますのでご覧ください）。義務教育学校の建設にあたっては、制服の形を決めたり、学校名の候補を決めるために、児童・生徒の皆さんにアンケート調査を実施しました。また、児童・生徒の皆さんのご意見を踏まえ、義務教育学校周辺の道路の安全を守るため、車両を通さないようにしようという動きもあり、今月町議会へ提案されます。

成長する権利や発達する権利は、例えば保健師の「赤ちゃん訪問や健診」、低額で病院へ受診できる「子ども医療」、子どもたちへの暴力を予防する活動など、子どもたちの健やかな育ちをお手伝いしています。

尊厳確保は、少し難しい内容かもしれませんが、上記のような『当たり前のことを当たり前』に取り組むことで子どもたちの幸せの土台作りをしていると言えるかもしれません。

右の写真は、地域の子どもたちと大人たちが新しい学校について話し合う『みんなの学校をつくる会』の一幕。子どもたちからは、大人が忘れがちな柔軟な発想で意見をいただき、実際に取り入れられています。



日本ユニセフ協会および安平町では、公式ホームページにてCFCIに関する情報を発信しています。ぜひご覧ください。

※インターネット環境がない方はご連絡ください。紙に印刷してお渡しします。

日本ユニセフ協会HP

URL

<https://www.unicef.or.jp/cfc/>



安平町CFCIページ

URL

<https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/anshin-kosodate>



問合せ

教育委員会事務局学校教育グループ gk-kyouiku@town.abira.lg.jp

☎ 7036